

通所リハビリテーション 重要事項説明書

あなたに対する指定通所リハビリテーションの提供開始にあたり、当事業所があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者概要

事業者名	医療法人 厚生会
事業所所在地	福井県福井市下六条町201番地
代表者名	理事長 林 譲也
電話番号	電話 0776-41-3377 FAX 0776-41-3372

2. 事業の目的

事業の目的	要介護状態にあるもの（以下「要介護者」という）に対し社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに家族等の身体的、精神的負担の軽減を図る為適切な通所リハビリテーションを提供します。
事業運営方針	1. 医療法人厚生会が実施する指定通所リハビリテーションの従事者は、要介護者が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行います。 2. 指定通所リハビリテーションは、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し計画的に行います。 3. 指定通所リハビリテーションの実施にあたっては、地域包括支援センター及び居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに関係する市町とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

3. サービス提供事業所

指定番号	1870101365
事業所名称	福井厚生病院通所リハビリセンター
事業所所在地	福井県福井市下六条町217番地
受付電話番号	電話 0776-41-4747 FAX 0776-41-4117
事業実施地域	福井市（他地域の利用者についてはご相談に応じます）
営業日	月曜日から土曜日（但し12/31～1/3はお休みします）
営業時間	午前8時00分から午後5時00分
サービス提供時間	午前9時00分から午後4時00分
延長対応時間	午前8時00分から午前9時00分 午後4時00分から午後5時00分 ※但し、緊急時のご相談に応じます （延長時・時短時は自己送迎を原則とします）
利用定員 （1日あたり）	70名（介護予防通所リハビリテーションの利用定員を含む）

4. 通所リハビリテーションの内容

実施する指定通所リハビリテーションは次のとおりとします。

- (1) 日常生活上の援助、日常生活動作能力に応じて、必要な介助を行う
- (2) 健康状態の確認
- (3) 個別リハビリテーションの提供
- (4) 口腔機能改善のためのサービス
- (5) 栄養改善のためのサービス
- (6) 送迎サービス
- (7) 入浴サービス
- (8) 食事サービス
- (9) 若年性認知症対応
- (10) 相談、助言等に関すること
- (11) 利用者及びその家族等の日常生活における介護などに関する相談及び助言
- (12) 時間延長サービス対応（別途協議）

指定通所リハビリテーションは、医学的管理のもとで要介護者に対する心身の機能回復のため、医師等の従業者が共同して作成した通所リハビリテーション計画に基づき、下記Aを目的としてBの訓練等を行います。通所リハビリテーション計画の主要な事項について、利用者又はその家族等に説明し同意を得たうえで、通所リハビリテーション計画書を交付し、適切な通所リハビリテーションを提供します。

A 目的

- ① ADLの低下予防
- ② QOLの維持・向上
- ③ 寝たきり防止
- ④ 社会性の維持・向上
- ⑤ 精神状態の改善
- ⑥ その他、利用者の状態の改善

B 訓練等

- ① 治療用ゲーム、手工芸用具を使った趣味的訓練
- ② 日常生活動作に関する訓練
- ③ 自助具適用・使用訓練
- ④ 運動療法
- ⑤ 物理療法
- ⑥ 歩行訓練・基本動作訓練

5. 事業所の職員体制

管理者（医師）	1人（常勤）
医師	1人以上（常勤および非常勤）
理学療法士	10人（常勤）
作業療法士	3人（常勤）
看護職員	2人（非常勤 2名）
介護職員	10人（常勤 8名・非常勤 2名）

6. 利用料及びその他の費用

(1) 利用料

介護保険適用の場合	介護報酬額の告示上の額に、利用者の介護保険負担割合証に記載の割合を乗じた額
介護保険適用以外の場合	介護保険での給付の範囲を超えた場合は利用料の全額が自己負担

介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により事業者に直接介護給付が行われない場合、全額自己負担となります。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収書を発行します。後日、お住まいの役所窓口へ提出し払い戻しの手続きを行って下さい。

(2) 食費 ・ 普通食 : 1食あたり 650円(うち、おやつ代100円)

・ ミキサー食、刻み食、ご飯大盛、お粥: 1食あたり 758円(うち、おやつ代100円)

(3) 交通費 無料

(4) レクリエーション費、教材費 ・ 実費(活動内容によって異なります)

(5) その他の費用 ・ 実費

日常生活において通常必要な物にかかる費用で、利用者又はその家族等が負担する事が適当と認められる費用は、利用者の負担となります。

(6) 延長料金

利用者の希望によりサービス提供時間を超えるご利用の場合、別途協議の上、30分を増すごとに500円の延長料金をいただきます。なお、利用分数に関わらず設定金額のご請求させていただきます。

(7) キャンセル料

利用者の都合によりサービスを中止する場合、以下のキャンセル料をいただきます。

事前に連絡がない場合	当日自己負担額全額
入院等やむを得ない事情の場合	不要

前項の費用にかかるサービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者又はその家族等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得ます。

(8) 食事キャンセル料

利用日当日の午前8時30分までに休みの連絡がなかった場合には、食事キャンセル料として、食費(普通食650円、ミキサー食・刻み食・ご飯大盛・お粥758円)をご請求させていただきます。

7. 苦情申立窓口

窓 口	方 法	申立時間帯
福井厚生病院 通所リハビリセンター	電話 0776-41-4747 面接 事業所相談室	月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時00分 担当者・・・栗原 祐也
福井市役所 介護保険課	電話 0776-20-5715	平日 午前8時30分～午後5時15分
福井県運営適正化委員会	電話 0776-24-2347	平日 午前9時00分～午後5時00分
福井県国民健康保険団体連合会	電話 0776-57-1614	平日 午前8時30分～午後5時15分

福井厚生病院通所リハビリセンターに対するご相談・苦情及び提供しているサービス内容についての相談・苦情を承ります。苦情処理は中立性・公平性を重んじ、内容確認・分析を行い、利用者・市町・地域包括支援センター・居宅介護支援事業者・主治医・国保連等関係諸機関と速やかに連携をとり、問題解決に向けて対処します。

(1) 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

- ① 苦情内容について、利用者及びその家族等より詳細に聞き取り調査をする。
- ② 苦情窓口担当者から管理者へ詳細を報告する。
- ③ 当事業所職員より状況を把握し、改善策を作る。
- ④ 利用者及びその家族等に対して状況や今後の改善策を説明し了解を得る。
- ⑤ 市町に速やかに、報告・相談を行う。
- ⑥ 問題解決に向けて市町の指示に従い対処する。
- ⑦ 対処後の結果等を市町に報告する。
- ⑧ これらの期間を最長1週間とする。

(2) その他参考事項

利用者が苦情申し立て等を行ったことを理由として、何ら不利益な取り扱いを受けることはありません。

8. 虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、下記の対策を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者代行 栗原 祐也
-------------	-------------

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備します。

(4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施します。

9. 秘密保守及び個人情報の保護

(1) 事業者及び事業者の使用する者は、指定通所リハビリテーションを提供する上で知り得た利用者及びその家族等に関する情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。この情報を保守する義務は契約終了後も継続します。また、事業者は事業者の使用する者が、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約に含め遵守させます。

(2) 事業者は、利用者及びその家族等に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分する際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

(3) 当事業者は、以下に掲げる理由に限り、利用者及びその家族等に関する情報を第三者に提供します。

- ① 要介護認定調査及び居宅サービス計画の内容について関係する都道府県、市町附属関係及びその委託を受けた機関が情報や報告を求めた場合。
- ② 主治医等が居宅サービス計画の内容について情報や報告を求めた場合。
- ③ 居宅介護支援事業者・地域包括支援センター・居宅サービス事業者・介護保険施設等の関係人が、サービス担当者会議等においてサービス提供上情報を用いる必要がある場合。
- ④ 利用者の急激な体調の変化等により、医療機関等に利用者に関する心身等の情報提供の必要性がある場合。
- ⑤ 高齢者虐待防止法に基づいて、高齢者虐待事例についての関係機関への情報提供など、高齢者の保護のために必要性があり、かつ本人の同意を取得することが困難な場合。

10. サービス利用にあたっての留意事項

事業所は、ご利用者の貴重品類の管理・保管を行いません。ご利用者が管理される貴重品の紛失について、事業所は責任を負いかねますので、ご了承ください。

1 1. 緊急時等における対応方法

指定通所リハビリテーションのサービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかに利用者の主治医等、緊急連絡先（ご家族等）、居宅支援事業者等へ連絡を行い必要な措置を講じます。

主治医	氏名			病医院名		
	電話	()	—	FAX	()	—
	住所					
ご家族等 (第一通報先)	氏名					
	電話	()	—	携帯	()	—
	メールアドレス					
	住所					
	利用者との関係					
ご家族等 (第二通報先)	氏名					
	電話	()	—	携帯	()	—
	住所					
	利用者との関係					

1 2. 非常災害対策

事業所は、消防法施行規程第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また消防法8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行います。

- (1) 事業所に防火管理者および火元責任者を置く。
- (2) 調理器具および暖房器具等の使用時には火災防止のため、自主的に点検を行う。
- (3) 非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼する。
- (4) 非常災害設備は常に有効に保持するよう努める。
- (5) 防火管理者は、従業員に対して防火教育を実施する。
- (6) 非常災害用設備の使用方法の徹底・・・・・・・・・・・・・随時
- (7) 年2回以上の避難、救出及び必要な訓練を行う。

1 3. 事故発生時の対応

指定通所リハビリテーションのサービス提供中に事故が発生した場合は、速やかに利用者の主治医等、緊急連絡先（ご家族等）、市町、居宅支援事業者等へ連絡を行い必要な措置を講じます。

事業者又は従業員の責に帰すべき事由により利用者又はその家族等に損害を及ぼした場合はその損害を賠償します。尚、日常生活でも起こりうる転倒等につきましては、これを除外します。

当事業所は指定通所リハビリテーションの提供時の事故に備えて、損害保険制度に加入しています。上記の損害賠償は、この損害保険制度が認定する範囲内で賠償します。

当事業所は、利用者に対する指定通所リハビリテーションサービスの提供開始にあたり、利用者、利用者の介護者及び家族等に対して、本書面に基づいて重要事項を説明しました。

年 月 日

事業者 住 所 福井市下六条町 2 0 1 番地
名 称 医 療 法 人 厚 生 会
代 表 者 理 事 長 林 讓 也 印

事業所 住 所 福井市下六条町 2 1 7 番地
名 称 医 療 法 人 厚 生 会
福井厚生病院通所リハビリセンター

説 明 者 氏名 _____ 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から指定通所リハビリテーションについての重要事項の説明を受け、その内容に同意します。

利用者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

利用者代理人 住 所 _____

氏 名 _____ 印

利用者との関係 _____